



出典：厚生労働省ホームページ 地域共生社会のポータルサイト

区地域福祉計画（地域福祉ビジョン）

策定ガイドブック

～地域共生社会の実現に向けて～

大阪市福祉局 地域福祉課

令和7年1月

目 次

1 章 ガイドブック策定の経過と主旨

- 1 地域福祉の推進のためにP1
- 2 本市における地域福祉計画等の策定経過P1
- 3 社会福祉法における地域福祉計画の位置づけP1
- 4 区計画等と市基本計画の関係性P2
- 5 計画策定時の大切な視点P3

2 章 区における包括的な支援体制を考える

- 1 包括的な支援体制の基本的理解
 - (1) 包括的な支援体制の整備に向けた背景と経過P4
 - (2) 重層的支援体制整備事業とはP7
- 2 包括的な支援体制の整備を具体化する
 - (1) ワークの構成P10
 - (2) 包括的な支援体制の見える化P11
 - 【ワーク1】区における取組状況や社会資源についてセルフチェックする …P12
 - 【ワーク2】地域づくりの基礎となる地域福祉のアセスメントP13
 - 【ワーク3】圏域別のアセスメントP16
 - 【ワーク4】ネットワーク形成図の作成P17
 - 【ワーク5】区の事業から「地域福祉の活動・事業」を発見・抽出し、体系的に位置付けるP20
 - 【ワーク6】庁内連携のセルフ診断P21

3 章 計画策定の留意点

- 1 「各区の地域福祉計画策定にかかる指針」P22
- 2 「『気にかける』地域づくりの推進」にかかる取組の今後の方向性について…P22
- 3 市町村地域福祉計画の策定ガイドラインP23

資料 関係法令等

- 1 社会福祉法（抄）P27
- 2 市町村地域福祉計画の策定ガイドラインP30

1 章 ガイドブック策定の経過と主旨

1 地域福祉の推進のために

- 地域には、年齢や性別、障がいの有無など、さまざまな特性や背景を持つ人々が住み、それぞれ異なった世帯構成や生活環境の中で暮らしています。多様な人々が暮らし、働き、学び、訪れる地域で、「だれもが自分らしく安心して生活していく」ためには、住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人の力をあわせて、共に生き共に支えあい、みんなが生活を共に楽しむ地域を作り上げていく地域福祉を推進していく必要があります。

2 本市における地域福祉計画等の策定経過

- 2004（平成 16）年 3 月に第 1 期の「大阪市地域福祉計画」を、2009（平成 21）年 3 月に第 2 期計画を策定し、地域福祉を推進するための理念と市全体の方向性を定め、取組を進めてきました。
- その後、新しい住民自治の実現に向けて策定された「市政改革プラン」に基づく、「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）の考え方のもと、地域福祉においても全市一律の取組ではなく、それぞれの区が地域の実情や特性に応じて主体的に取り組むこととされ、2012（平成 24）年 12 月に、「大阪市地域福祉推進指針」を策定しました。各区ではこの指針に沿って、区の実情にあった「区地域福祉計画（ビジョン）（以下、「区計画等」という。）」を順次策定し、現在も特色ある地域福祉の取組が進められています。
- 市では、これまでの取組の成果を活かしながらさらに地域福祉を推進していくため、2018（平成 30）年 3 月より 3 年おきに「大阪市地域福祉基本計画（以下、「市基本計画」という。）」を策定し、引き続き「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」をめざしています。

3 社会福祉法における地域福祉計画の位置づけ

- 地域福祉の推進を図ることは、社会福祉の基本理念の一つとして社会福祉法に規定されています。（社会福祉法第 4 条）
- 市町村は地域福祉計画を策定する努力義務が定められています。（社会福祉法第 107 条）

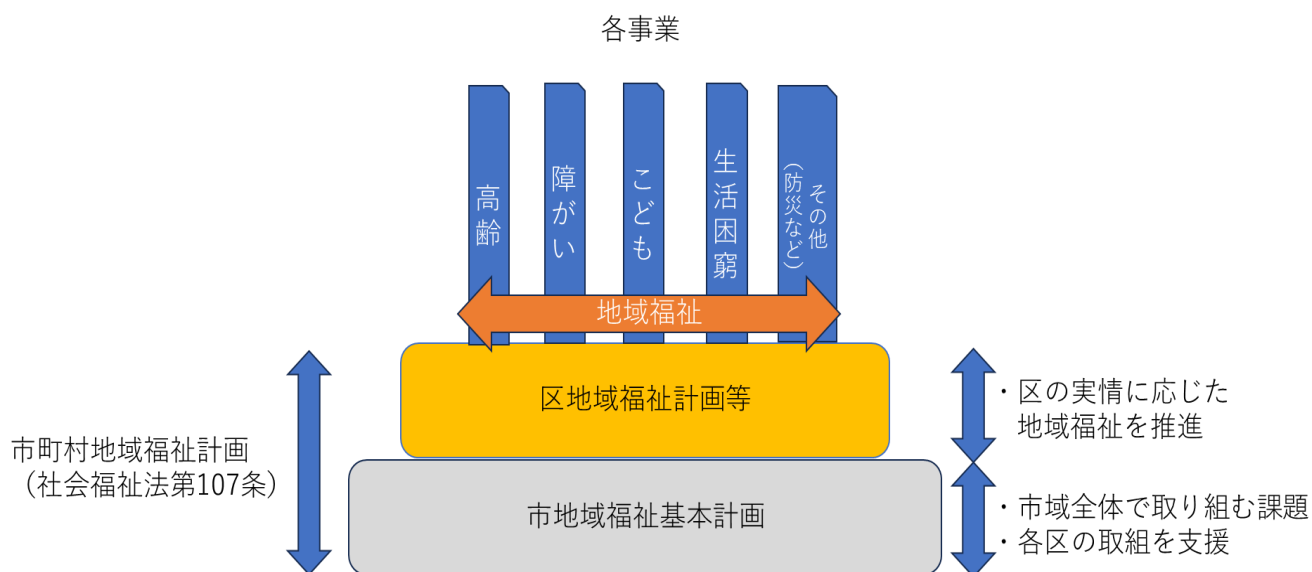
※社会福祉法の条文については、P27 を参照

4 区計画等と市基本計画の関係性

○本市では、各区の区計画等と市基本計画とが一体となり、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」を形成しています。

	位置づけ	内容
区計画等	区の実情や特性に応じた地域福祉を推進するための中心的な計画	・地域福祉に関する区の方針 ・住民の地域福祉活動を支える取組 ・区域全体に共通する福祉課題への対応
市基本計画	区計画等を支援するための基礎的な計画	・基本理念、目標 ・各区に共通した福祉課題への対応として、最低限実施する基礎的部分となるしくみや、市全域で中長期的な視点を持って進めていくことが必要な取組

【区計画等と市基本計画との関係（イメージ図）】





5 計画策定時の大切な視点

○各区において区の実情や特性に応じた区計画等が策定されていますが、事業取組の掲載だけにとどまらず、各区における地域福祉推進のための実行計画として、「何を目指して各取組を行っているのか」「各事業がどのように連携することが、地域福祉の充実につながっていくのか」という視点が大切です。「めざす地域の姿」を明確にしたうえで、その実現に向けた目標を設定し、計画的に取組を進めていきましょう。

○計画等の評価にあたっては、各取組を実施したというだけでなく、地域福祉がどれだけ進んだかという質的な側面から進捗状況を確認することが大切です。

地域福祉の充実を測る評価項目として、例えば各区で実施中の「総合的な相談支援体制の充実事業」の成果（つながる場を通じて得られた連携のしくみなど）や「見守りネットワーク強化事業」における成果（ネットワークの体制づくり）、各区の地域福祉推進のためのイベント成果（つながりづくり）を指標として取り入れるなどの方法が考えられます。

○計画のなかで、地域福祉の推進に向けて各区の取組や社会資源を把握・整理していく際には、社会福祉法における市町村の努力義務である「包括的な支援体制の整備」の考え方を取り入れることが大切です。

○そして、計画策定や推進状況の確認・評価には、区役所だけではなく、地域福祉の推進を目的とする団体である区社会福祉協議会（以下、「区社協」という。）をはじめ、さまざまな住民・関係者とともにすすめていくことも重要です。

○なぜ包括的な支援体制の整備が必要なのか、区独自の取組や社会資源を区社協や地域住民等とともにどのように整理していくのがよいのかは、第 2 章で見えていきましょう。

2 章 区における包括的な支援体制の整備を考える

1 包括的な支援体制の基本的理解

(1) 包括的な支援体制の整備に向けた背景と経過

○近年、社会問題となっている少子高齢化や労働力不足などといった社会課題に対し、国は2015（平成 27 年）年 9 月に「一億総活躍社会」を提唱し、2016（平成 28）年 6 月には「ニッポン一億総活躍プラン」を策定しました。そのなかで「地域共生社会」、すなわち制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会の実現が示されました。

○これらの流れを受け、2017（平成 29）年 5 月に改正された社会福祉法では、地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者が把握し、関係機関との連携等による解決を図ることが明記されるとともに、この理念を実現するために、市町村が地域住民の地域福祉活動への参加を促進する環境整備や関係機関が連携して分野を超えた相談に応じる体制を構築することなど、包括的な支援体制の整備に努めることが規定（法 106 条の 3）されました。

○社会福祉法における理念、施策、事業の関係



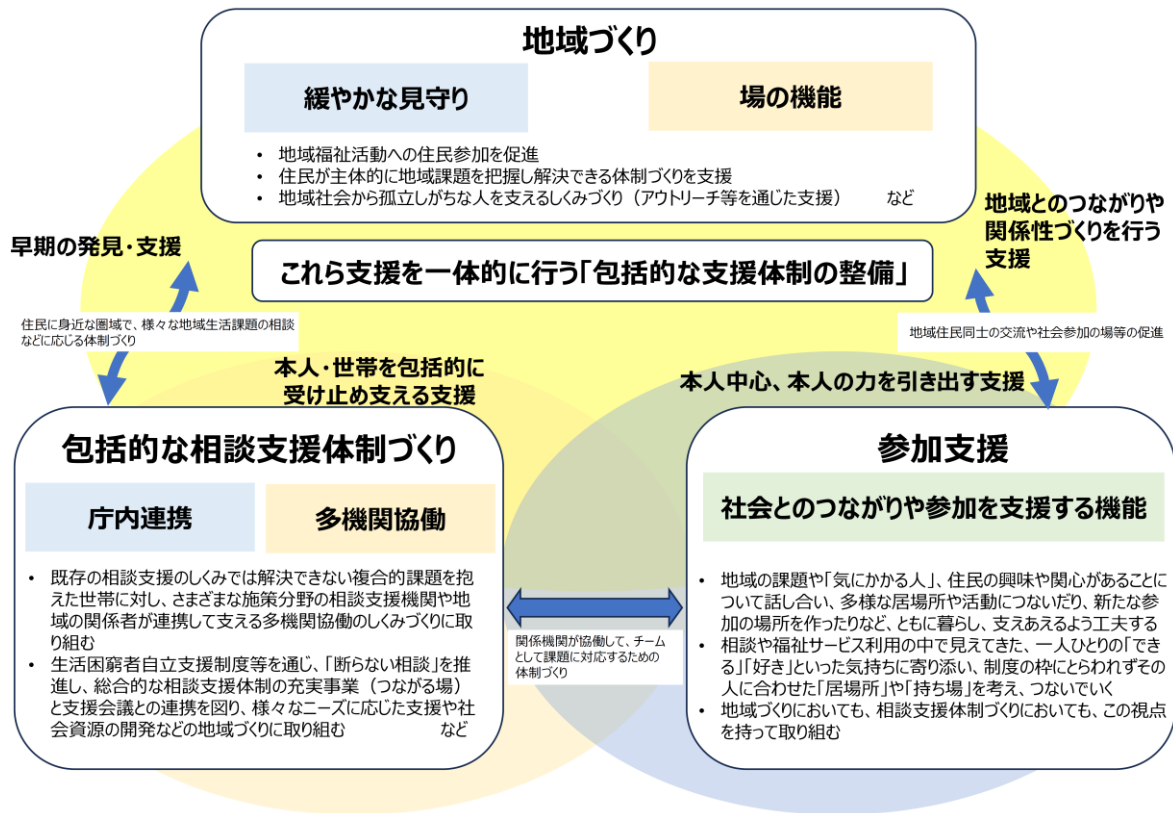
出典：厚生労働省

○その後、包括的な支援体制の整備を実現するための市町村の任意事業として、2020（令和２）年６月に改正された社会福祉法にて、「①相談支援」「②参加支援」「③地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業（法第106条の４）の枠組みが創設され、またその財政支援が規定されています。

○本市では、2004（平成16）年３月に「地域福祉計画」を策定してから今日に至るまで、地域福祉の基本理念と目指すべき方向性を定め、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」や「総合的な相談支援体制の充実事業」をはじめ、各施策分野で多くの取組を実施してきました。市基本計画においては、2020（令和２）年の社会福祉法改正の趣旨も踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、引き続き各取組の充実を図るとともに、取組の連携を深め、包括的支援体制の整備を進めることとしています。



Point!! 包括的な支援体制の整備（イメージ）



※国の資料を基に市基本計画を反映

参加支援の事例

事例① 片麻痺のため職場を退職し、地域からも孤立していた者について、料理人の経験を生かして、料理教室の講師として活動ができるように支援

（経過）

- ・本人とCSWとの面談時、本人から「もうお店では調理を行うことができない」との話を聞き、身体的に無理のない範囲で、調理の経験を活かせる機会を探すこととした。
- ・一方、地域において、男性の集まる機会をつくりたいといった声が自治会内であったため、CSWから「男性の料理教室」の開催を提案し、地域での集う場づくりを支援するとともに、本人に料理教室の講師役を依頼。CSWも当初アシスタント役として活動を支援。

事例② 精神疾患の親と不登校気味の子のひとり親世帯の子どもが地域の子ども食堂のスタッフとして活動できるよう支援

（経過）

- ・精神疾患の母親とその母親の世話や家事などの負担から不登校気味となっていた子どもについて、必要な福祉サービス等につなぐとともに、子どもが十分に食事がとれていない状態だったため、地域で開催している子ども食堂を案内し、親子で参加しにくるようになった。
- ・子ども食堂のスタッフには、親子に対する継続的な声かけや見守りを依頼した。
- ・子ども食堂に通ううちに、親子の表情が柔和になり、そこのスタッフと少しずつ話しができるようになった。また他の利用者とも関わる様子が見られるようになり、子どもから「なにかお手伝いがしたい」との話を聞き、子どもの居場所づくりにつなげるため、子ども食堂を運営する団体と協議の上、子ども食堂の運営を手伝うようになった。

※国の資料を基に作成

(2) 重層的支援体制整備事業とは

- P4 の「社会福祉法における理念、施策、事業の関係性」のイメージ図のとおり、重層的支援体制整備事業は包括的な支援体制の整備に包含されています。重層的支援体制整備事業は、社会福祉法に規定されている5つの事業を一体的に実施することで、包括的な支援体制の整備へとつなげていくための、いわばツールの一つです。本市では、重層的支援体制整備事業の実施を検討した結果、国の枠組みに則した事業実施が困難であることが判明したため、令和7年度時点において、重層的支援体制整備事業の実施は見送ります。しかしながら、重層的支援体制整備事業における5つの事業の目的に沿った形で、下記のとおり本市の既存事業の役割を再定義することで、より円滑な分野間連携を促し、包括的な支援体制の充実を図っていくこととしています。大切なことは5つの事業を個別に検討・実施するのではなく、機能としてはおのずと関連するものであることを理解し、取り組む視点をもつことです。(図では、国の規定する枠組みに基づき、主として該当する事業を掲載していますが、例えば、包括的相談支援事業に示す各事業においても、アウトリーチや参加支援等の要素は相談機能の一部として当然含まれています)

○重層的支援体制整備事業の考え方をもとに位置付けた本市事業

国の規定する重層的支援体制整備事業				
地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)	包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)	多機関協働事業(※) (社会福祉法第106条の4第2項第5号)	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(※) (社会福祉法第106条の4第2項第4号)	参加支援事業(※) (社会福祉法第106条の4第2項第2号)

地域共生社会の実現のために
5つの事業が関連して実施されることが重要

(※)重層的支援体制整備事業における国が提示する新機能

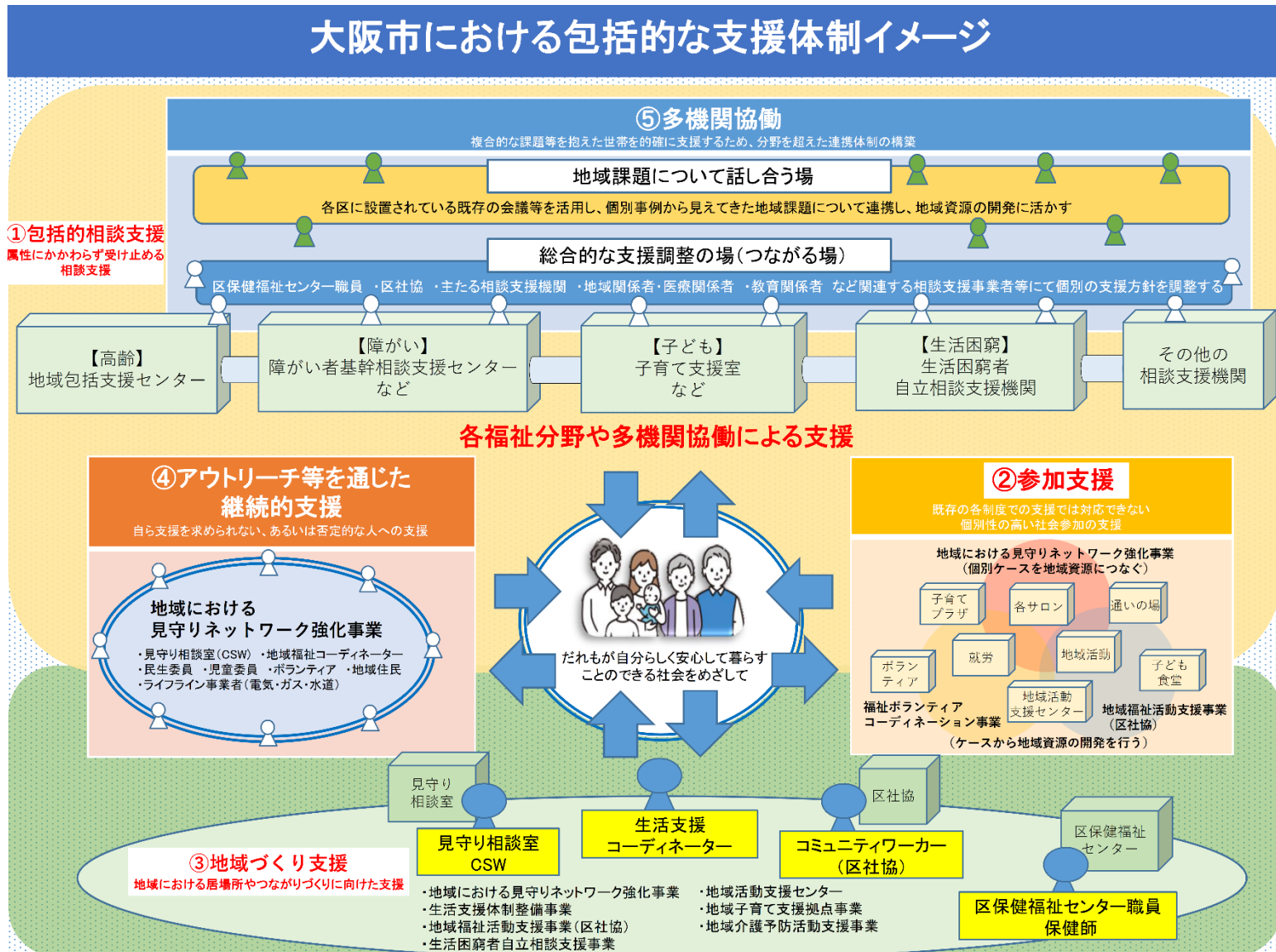
本市における包括的な支援体制の充実に向けた事業

・地域介護予防活動支援事業 ・生活支援体制整備事業 ・地域活動支援センター機能強化事業 ・地域子育て支援拠点事業(子ども・子育てプラザ等) ・生活困窮者自立相談支援事業 ・地域における見守りネットワーク強化事業 ・地域福祉活動支援事業(社協)など 【今後の方向性】 ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流、参加、学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る	・地域包括支援センター(高齢) ・障がい者基幹相談支援センター(障がい) ・利用者支援事業(子ども) ・生活困窮者自立相談支援事業(生活困窮)など 【今後の方向性】 ・属性や世代を問わず、包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化、複合化した課題については適切に総合的な相談支援体制の充実事業につなぐ	・総合的な相談支援体制の充実事業 【今後の方向性】 ・区保健福祉センター(「総合的な相談支援体制の充実事業」担当)が調整役となり、個別の支援方針を検討する総合的な支援調整の場(つながる場)を開催し、適切な支援につなげていくとともに、分野を超えた連携体制の強化に取り組む。 ・個別事例から見えてきた地域課題を地域資源の開発に活かすため、各区にて設置されている既存の会議(生活困窮者支援会議等)と連携する	・地域における見守りネットワーク強化事業 【今後の方向性】 ・地域のネットワークの中から潜在的な「支援を必要とする人」を見つけ、必要な支援につなげていくとともに、孤立世帯等については粘り強く信頼関係を構築していくことで、福祉サービスや地域の見守り活動につなげる ・本人の状態に応じて「つながる場」と連携を図りながら支援を行う	・地域における見守りネットワーク強化事業 ・地域福祉活動支援事業(社協事業) ・福祉ボランティアコーディネート事業(局事業) 【今後の方向性】 ・多様な社会参加の実現を目的として行うもの ・既存の制度では対応できない本人や世帯のニーズに対応するため、地域の資源などを活用して、社会とのつながりづくりに向けた支援を行うもの。 ・既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態にあった支援メニューをつくる
---	--	--	--	---

- 各区において、社会福祉法にて規定されている「包括的な支援体制の整備」の背景やその目的についての理解を深めていただき、各区の取組等の具体化を行った上で、区計画等に反映していただければと思います。本ガイドブックでは、包括的な支援体制の整備を具体化するた

めのワークを参考までにご紹介します。包括的な支援体制のイメージが掴みにくかったり、具体化するのが難しい場合には、必要に応じてワークを活用してみてください。

○大阪市における包括的な支援体制イメージ図





Let's challenge!!

2 包括的な支援体制の整備を具体化する

(1) ワークの構成

○このワークは重層的支援体制整備事業の設計に使用するものの一つですが、先ほど述べたように重層的支援体制整備事業は包括的な支援体制の整備に包含されています。このワークを通じて、重層的支援体制整備事業の考え方を踏まえて、包括的な体制について考えると、包括的な支援体制の整備をさらに進めていくことができます。なお、このワークは全て実施する必要はありません。イメージが掴みにくい部分にワークを活用してみたりして、区における取組等の整理や区計画等策定の一助になれば幸いです。ワークは以下の構成となっています。

(2) 包括的な支援体制の見える化

【ワーク1】区における取組状況や社会資源についてセルフチェックする

【ワーク2】地域づくりの基礎となる地域福祉のアセスメント

【ワーク3】圏域別のアセスメント

【ワーク4】ネットワーク形成図の作成

【ワーク5】区の事業から「地域福祉の活動・事業」を発見・抽出し、体系的に位置付ける

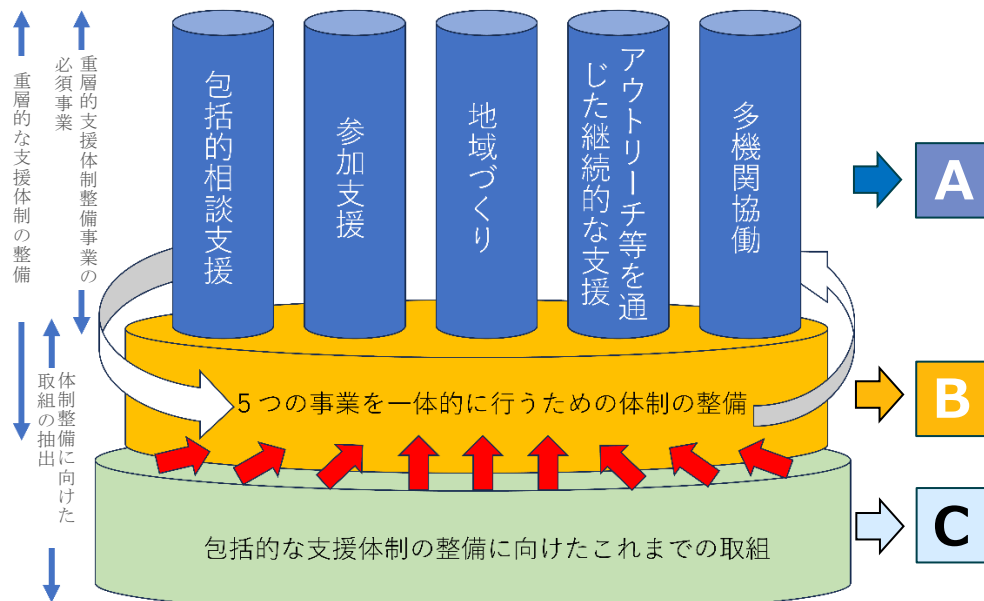
【ワーク6】庁内連携のセルフ診断

○ここで重要となる視点は、包括的な支援体制は新しい体制づくりとしてのイノベーション（変革）ではなく、これまでの区の実践を再評価し、包括的な支援体制づくりに活かすリノベーション（再設計）の視点で作業することです。ワークの実施にかかわらず、区計画等を策定するにあたっては、そのような視点を持つように意識してみてください。

（２）包括的な支援体制の見える化

○本市では、これまでも包括的な支援体制の整備に向けた取組を進めてきました。このワークは、区で進めている様々な取組を洗い出し、その取組をアセスメントした後に、それぞれの取組同士のつながりを見る化していくものです。下記のイメージ図を用いながら、ワークを進める上での基本的な考え方をこの図で説明します。

○重層的支援体制整備事業の考え方（イメージ図）



○重層的支援体制整備事業の考え方をもとに位置付けた本市事業

包括的相談支援	・【高齢】地域包括支援センター ・【障がい】障がい者基幹相談支援センター ・【こども】利用者支援事業 ・【生活困窮】生活困窮者自立相談支援事業
参加支援	・地域における見守りネットワーク強化事業 ・地域福祉活動支援事業（社協） ・福祉ボランティアコーディネーション事業
地域づくり	・地域福祉活動支援事業（社協） ・生活支援体制整備事業 ・地域介護予防活動支援事業 ・地域活動支援センター機能強化事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・生活困窮者自立相談支援事業 ・地域における見守りネットワーク強化事業
アウトリーチ等を通じた継続的支援	・地域における見守りネットワーク強化事業
多機関協働	・総合的な相談支援体制の充実事業

○基本的な考え方のイメージ図を構成する要素は、個々の支援事業（図の A の領域）、それら個々の支援事業を支える共通基盤（図の B の領域）、包括的な支援体制の整備に向けたこれまでの取組（図の C の領域）の 3 点です。

○重層的支援体制整備事業はこのうち A 領域 + B 領域に相当します。重層的支援体制整備事業における 5 つの必須事業については、これまで本市でも取り組んできた様々な事業（P7 の図参照）が位置付けられます。しかし、これだけでは重層的支援体制が整備されたとは言えません。P7 にあります「（２）重層的支援体制整備事業とは」でお伝えしましたとおり、これら 5 つの事業を個別に検討するのではなく、「一体的」に行うための体制をどのように整備するか（B 領域）が大切です。その整備のもとになるのが、包括的な支援体制の整備のためにこれまで実施してきた取組（C 領域）です。

イメージ図にあるように、これまでの取組（C 領域）から活かすことができるものを抽出し、体制の整備（B 領域）につなげていきます。そこで、これまでの取組を洗い出すため、次項のワークを紹介します。

【ワーク 1】区における取組状況や社会資源についてセルフチェックする

○本市において包括的な支援体制の更なる充実に向け、これまで行ってきた取組（C 領域）を点検し、一体的に実施するための体制整備に向けて組み直して、再設計するリノベーションを行うことも方法の一つです。このセルフチェックを通して、区内の取組を整理し、最終的には、まちのネットワーク形成図を作成していきます。

○**様式 1**を用いて、各区の取組を点検します。点検にあたって、まずは担当者の個人ワークで行いますが、最終的にはチームで現状と今後の方向性を協議し、重要度を決定していきます。下記の点検要領に沿って、チェックシートを作成してみてください。完成したチェックシートは「【ワーク 4】ネットワークの形成図作成」に使用します。

【様式 1 の点検要領】

（個人のワーク）

1. 各チェック項目の説明（ア）欄を読んで（イ）欄を記入しましょう。
2. 気づき、感想（ウ）欄にはチェックした個人的意見を記入しましょう。

（チームのワーク）

1. 各自が記入したチェックシートをチーム内で共有しましょう。
2. 現状（エ）欄は、各自が知っている事柄を記入し、相互確認を行いましょう。
3. 今後の取組について（オ）欄の意見交換を行い、目線合わせをしましょう。
4. 以上を通して、重要度の順位を決め、「重要度」欄に記載しましょう。

○セルフチェックの結果から、一体的に実施するための体制整備（P11 の図の B 領域）について考えていきましょう。

【基盤整備】

次期地域福祉計画（ビジョン）改定の際には、セルフチェックの結果も踏まえ、反映させてみましょう。

【地域づくり】

区において取組の中で進んでいるもの、課題があるものなどが整理できたかと思います。今後の方向性をチームで話し合うとともに、一体的に実施するための体制整備（P11 の図の B 領域）につながると考えられる取組について共通認識を持つようにしましょう。

【庁内連携・多機関協働】

区において効果的に運営されている庁内会議や地域の関係機関等との連携体制はどのような現状でしょうか。個別ケースから見てきた地域課題を行政だけで抱えるのではなく、地域住民や団体のみなさんと一緒に協議・検討を進めることのできる体制整備を考え、そのために活用できる取組は何かを考えてみましょう。

【ワーク 2】地域づくりの基礎となる地域福祉のアセスメント（評価）

○包括的な支援体制の整備には、P4 の「1 包括的な支援体制の基本的理解」にもあるとおり、地域づくりは欠かせません。地域づくりの中心はあくまで住民であり、地域の問題解決力を高めるには、地域という暮らしの場で行政がどのように住民と協働していけるか、を考えていく必要があります。このワークでは、地域づくりに関する体制整備の現状を網羅的に点検するため **様式 2** を用いながら、次の項目についてアセスメントしてみてください。区社協の担当者が進めている取組も多いので、一緒に実施すると、より効果的なものとなります。

① 地域の住民が同じ目的に向けて協力する力に関するアセスメント

1. 地域の特性や課題を見える化して、みんなで共有するために地域の状況を把握しましょう。また、可能であれば、保健師・地域包括支援センター・区社協・市民協働課等が持っている地域の情報を持ち寄り、それぞれの把握状況を整理してみましょう。
2. ニーズ把握やアセスメントは専門職や行政だけではなく住民と一緒にこない、地域の強みや弱みを明らかにして、住民が問題解決に参加し協働できる関係を築きましょう。社協が実施している活動を聞くことも一つの方法です。
3. 地縁を基盤とした伝統的な組織・活動だけでなく、ボランタリーなテーマ型組織やマイノリティな当事者組織（NPO や任意団体）の有無や活動状況なども幅広く把握しましょう。
4. 多様な立場の住民が幅広く参加する場（地域活動協議会をはじめとする地域組織、区・地域ごとの会議体等）に積極的に参加し、対話を通じて住民や当事者の思いを知り、顔の見える関係を築きましょう。
5. 区社協の地域福祉活動の推進・支援状況や地域の小地域福祉活動等の推進状況や課題を把握し、区社協や地域とともに地域づくりの取組を推進していきましょう。

② 地域支援ワーカーとの連携に関するアセスメント

6. 地域支援ワーカー（区社協の地域支援担当、生活支援コーディネーター）と個別支援ワーカー（見守り CSW・地域包括支援センター等相談支援機関職員、区役所の保健福祉担当職員や生活保護 CW、保健師 等）による、定期的な情報共有や地域支援の方向性を話し合う場があるか点検しましょう。
7. 行政、社協、社会福祉法人、NPO など、地域づくりに関わる多様な専門人材が把握している地域生活課題（「地域で暮らす上での困りごと」や「地域での日常生活での問題」など）を共有し、共通課題を見い出していきましょう。

③ 地域福祉の推進基盤・参加のアセスメント

8. 住民主体の活動の意義を理解し、地域の福祉力をアセスメント（地域の福祉がどれだけ住民のニーズに応えているかを把握）して、住民が必要な組織づくりが選択できるように支援しましょう。
9. 個人や地域の課題に対して、住民同士が日常的に話し合う民主的な協議の場（地域活動協議会をはじめとする地域組織、区・地域ごとの会議体等）があるか点検しましょう。
10. 地域の側から多様で複合化する地域生活課題（「地域で暮らす上での困りごと」や「地域での日常生活での問題」など）を発見し、主体的に解決に向けた行動を起こすための協議力（みんなで相談して物事を決める力）の形成を支援しましょう。
11. モデル事業をつくることに固執せず、地域で既にできている活動や優れた活動を評価し、それがなぜ生まれたのかを検証し、体系的に明らかにして普遍化するための条件整備（広く活用できるように必要な環境を整える）を行う視点を持ちましょう。
12. 住民の身近な範囲に誰でも参加できる集いの場があるかを点検し、認知症の方、ひきこもり状態にある方、精神障がいの方等の孤立しがちな人が参加できるか、またこれらの人が主体的に活躍できる共生型のサロン・場へと発展していけるように支援しましょう。

④ 住民と専門職、まちづくり分野との協働基盤に関するアセスメント

13. 住民主体の協議の場や活動に専門職や行政が出向いて協働できる体制がつくれているか点検しましょう。

14. 地縁組織とテーマ型の市民活動団体・NPO の情報共有や意見交換の場があるか、また、それらの協働を促す中間支援組織（地域や社会の中で、さまざまな団体や組織をつなぐ役割を持つ団体 例：区社協、まちづくりセンター、大阪 NPO センター）の活動状況を点検しましょう。

15. 地域福祉計画（ビジョン）策定時の市民参加の懇談会やワークショップ等の意見を、「住民主体の地域福祉を推進し、協働を高める機会」と捉えて取り組みましょう。

⑤ 地域と協働するための庁内連携体制のアセスメント

16. 住民等による社会福祉の自発的な開発性・創造性・柔軟性・先駆性のある取組に価値を置き、地域福祉計画（ビジョン）への位置づけや、予算措置等の条件整備が、行政の重要な役割であるという認識を持ちましょう。

17. 区役所内の地域福祉担当、地域保健担当のみならず、社会教育、地方創生・まちづくり等のまちづくり部署と一緒に地域に出向き、福祉のまちづくりを住民と共に取り組むという視点で、各事業の連携を調整していきましょう。

18. 地域と協働して包括的な支援体制を整備することの意義を区役所内全体の合意とするために、地域福祉推進会議等での情報連携や、課長級・係長級・一般職員といった階層別の勉強会を開催したりしましょう。

コラム 課題分析型とビジョン型の視点を組み合わせる

アセスメントを行う際には、「課題分析型」と「ビジョン型」の2つの視点をもつことが必要です。「課題分析型」は、課題を抽出してその解決策を探るためにアセスメントします。この方法は、行政や専門機関の計画立案のためによく使われる分析方法で、現在の状況と課題の分析を通して対策を計画します。この「課題分析型」は計画の実施能力が高い機関・団体の合理的な分析方法です。

地域の分析もこの方法をとりますが、昨今の地域コミュニティにおける組織基盤の課題や担い手不足の現状からは、「課題を出しても、それを誰がするのか」「地域は課題だらけで先が暗くなる」などの声も住民からよく聞かれます。この場合の方法として、地域の強みから実施イメージを共有する「ビジョン型」の視点で考えます。「ビジョン型」は、「これまで住民がやれてきたことを再評価する（ストレングスの視点）」「その延長で【ありたい姿】を話し合い、できている延長での実施イメージを共有する（エンパワメントの視点）」という実際の行動に結び付けられる視点での地域のアセスメントが有効です。もちろん、そのためには、関係住民と共にアセスメントすることが大切です。

参考：ABCD(Asset Based Community Development)アプローチ

地域は資産、解決手段にあふれたエリアとしてみる地域づくりのアプローチ

藤井博志 教授(関西学院大学)

【ワーク3】圏域別のアセスメント

○【ワーク2】のアセスメントにて点検が終わったら、さらに圏域ごとに地域の協力体制に関するアセスメントを実施します。このアセスメントについては、区役所が主体となって進めていないものも多いかと思いますが、客観的な視点で区の現状についてアセスメントしてください。これは、専門職や行政が包括的な支援体制を構想するうえで基本となる、地域の現状を分析していくものです。アセスメントした結果について、必要であれば区社協等の関係機関等とも連携し、地域づくりに活かしてください。

アセスメントの点検ポイント

1. 住民の身近な圏域で、住民による問題の早期発見と住民主体の課題解決力が高まっていますか。
2. 住民や専門機関等によるあらゆる相談の受け止めと早期対応が可能となる窓口やネットワークはありますか。
3. 地域課題から資源開発できる官民の創造的・創発的なネットワークはありますか。
4. 分野別相談支援機関のチームアプローチと住民と専門職の協働による地域生活支援につながる機会や場が地域にありますか。

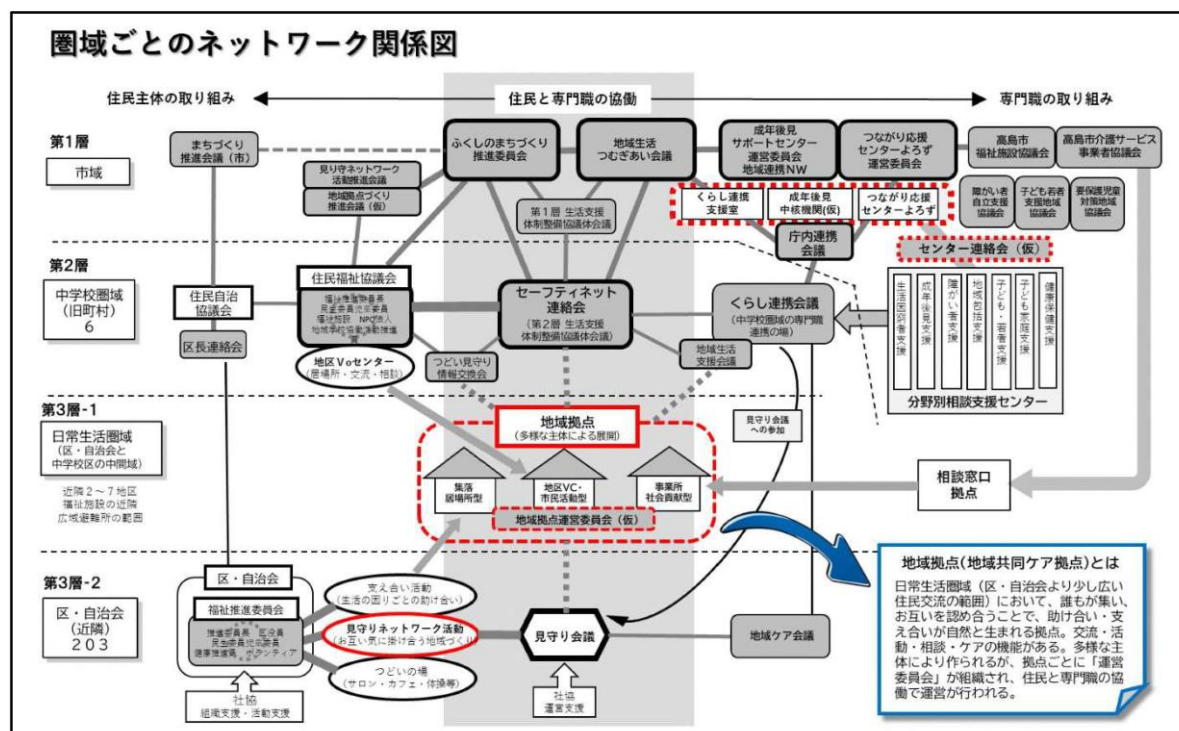
【圏域別の地域の協力体制に関するアセスメントの手順】

1. 既存の組織・活動・ネットワーク（協議の場）が各圏域（区域、中学校域、小学校区域、自治会域）にどのように整備されているか、またその課題は何かを明らかにする。
2. そこから住民参加の状況、多様な居場所、支え合いの活動状況、住民間、住民と専門職間、専門職間の協議の場の状況を評価することで、地域の協力体制の全体像を明らかにする。
3. 圏域を構造的にみることで、今後どのような地域づくりが求められるのかという輪郭が明確になりそれをネットワーク形成図として描く。



○事例紹介 1 滋賀県高島市のネットワーク形成図

○滋賀県高島市の協働のネットワーク関係図



出典：高島市地域福祉計画（第4次）

◆ネットワーク形成図作成の手順◆

ステップ1 地域の実情に合わせて圏域や領域を設定する

まずは圏域と領域を設定します。様式3のワークシートでは、あらかじめ地域を4つの圏域に分け、また「包括的相談支援」「地域の課題を話し合う場」「参加支援・地域づくり」の3つの領域に分けていますが、圏域や領域は地域の実情に応じて変更いただいても構いません。

ステップ2 各圏域にある会議や取組（事業）を挿入する

圏域・領域が設定されたら、各圏域・領域別にどのような資源や仕組みがあるのかを確認し、形成図へと落とし込んでいきます。各圏域には様々な社会資源があると考えられますので、【ワーク1】から【ワーク3】を通して見えてきた地域での取組や、包括的な支援体制の整備において、重要な役割を担う取組をピックアップするなどして、ワークシートに挿入していきましょう。

★作業の流れ

作業	【例】高島市ネットワーク関係図 該当領域
① 住民間で協働する会議や取組（事業）を挿入する	住民主体の取り組み
② 住民と行政・専門職で協働する会議や取組（事業）を挿入する	住民と専門職の協働
③ 行政・専門職間で協働する会議や取組（事業）を挿入する	専門職の取り組み

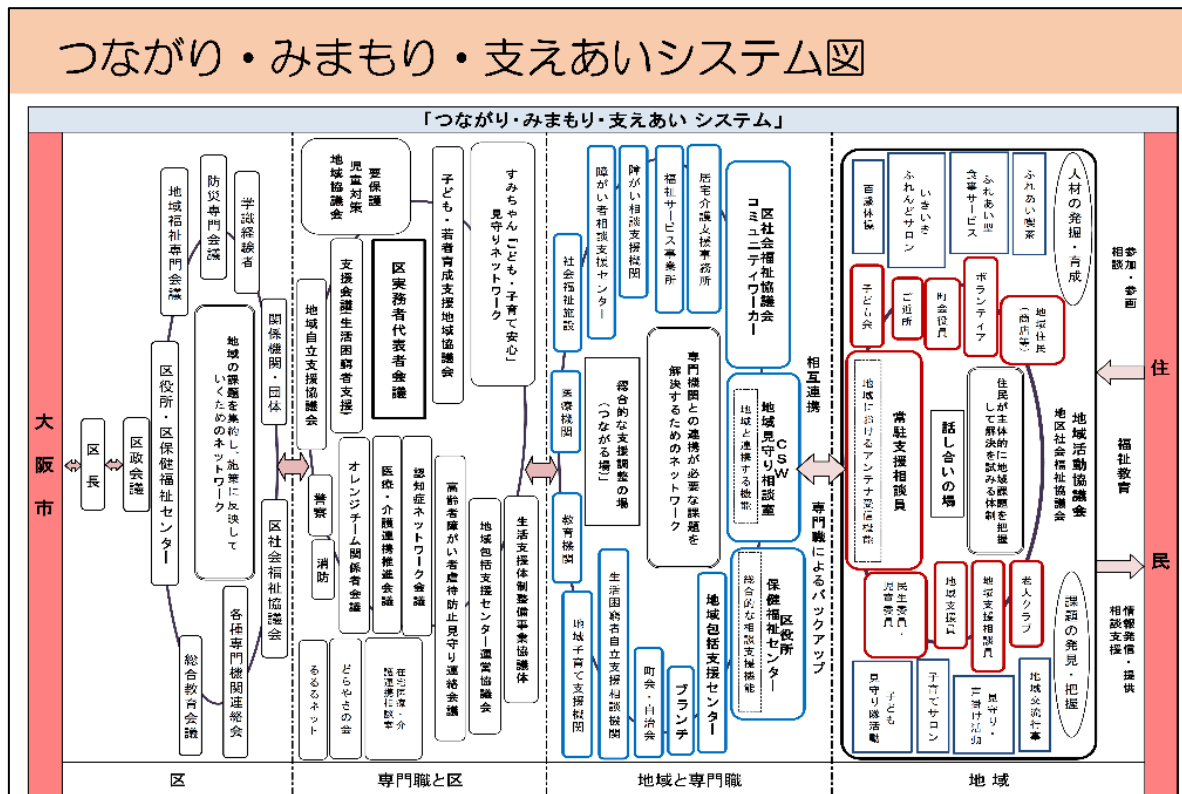
ステップ3 各事項をつなげていく作業

各圏域の横の関係、各項目の縦の関係に加え、それらを横断する斜めの関係も意識してつなげていきます。以上でネットワーク形成図の骨組みは完成です。完成したワークシートをもとにして、ネットワーク形成図の作成に取り組んでみましょう。

○事例紹介2 住吉区つながり・みまもり・支え合いシステム図

本ワークのように地域を4つの圏域に分けるもののほか、住吉区のように領域を区・地域・専門職の取組と協働をネットワーク形成図のような形にしている例もあります。

○住吉区のつながり・みまもり・支え合いシステム図



【ワーク5】 区の事業から「地域福祉の活動・事業」を発見・抽出し、計画に体系的に位置付ける

○作成したネットワーク形成図をみながら、各圏域及び全区的に展開する「地域福祉事業（プログラム）」を計画に掲載しましょう。ここでポイントとなるのは、区計画等は実行計画であるという点です。各事業が果たすべき目的を明確にし、その実現に向けたプロセスをできるだけ具体的にするため、検討を進めます。また、掲載した地域福祉事業（プログラム）のアセスメントをもとに計画の進行管理を行っていきます。

◎ 地域福祉事業（プログラム）とは

- ① 住民間の自発的な福祉活動の基盤整備や区との協働事業
⇒住民主体の福祉活動の推進（例：見守りネットワークづくりなど）
- ② 分野横断の住民と専門職（保健師・相談支援機関職員・介護事業所職員・社協職員など）や機関が協働で行う事業
⇒早期発見、専門職に相談しやすい体制づくり（例：地域福祉活動懇談会、イベント開催など）
- ③ 専門職や機関が分野横断的に連携、協働する事業
⇒包括的支援体制の強化（例：こどもサポートネット、総合的な支援調整の場(つながる場)など）

○ここで大切なことは、上記にある地域福祉事業（プログラム）の進行管理に加えて、より地域の実情に応じて、区における特色のある地域福祉を進めるための取組（プロジェクト）を考えることです。それは新しい取組を構想するといったことではなく、例えば「こどもサポートネット」のように、これまで様々な事業で進めてきた取組を、分野横断的に組み合わせ、各事業をリノベーション（再設計）していく視点が重要です。そのことによって、庁内間や行政と住民、専門機関・事業者との連携も促進されます。

【地域福祉をさらに推進するための取組（プロジェクト）の具体例】

- ① 新たな課題に対する連携プロジェクト会議の開催
- ② 全分野・全世代的な視点や住民・専門職との協働の観点から、既存事業を広げる事業
- ③ 福祉事業間以外にも、保健・医療、居住、就労、教育、孤立対策と福祉事業の連携が望まれる複数事業を組み合わせた事業
- ④ 分野横断的に連携するための専門機関・団体の横断的交流や人材育成を図る事業

○具体例を参考に構想した取組（プロジェクト）を区計画等に記載し、進行管理を行うことで、地域福祉推進の指標となります。

【ワーク6】市内連携のセルフ診断

○近年、分野を超えた連携体制を整備するため、多くの法定会議が設置されています。包括的な支援体制における区内連携会議は「ケース検討・調整（つながる場や生困シェア会議等）」、「ケースからの課題化・施策提案（生活困窮者支援会議や地域ケア会議等）」、「体制整備のルール化・各部署間調整」を合わせた3つの機能が求められています。まずは区内の連携体制についてセルフ診断してみましょう。

区内連携の診断		
①	連携なし（行政職員の縦割り意識が強い）	☐
②	福祉部署内でのケース調整等の会議がされている	☐
③	福祉部署以外の関連部署も含めたケース調整等の会議がされている（とくに教育、居住、就労、権利擁護、まちづくり分野）	☐
④	②または③で見てきた地域課題等について、課長級以上が参加する会議にて協議・検討の会議がされている（ケース会議で上がった課題を上部に提案するしくみがある）	☐
⑤	②または③に社協職員（CSW）も参加している	☐

○会議に参加しているメンバーが会議をただ聞き流すのではなく、参加者同士の相互理解と連携による対応の積み重ね、連携のルール化による共通認識とノウハウを形成していける場づくりが求められます。

本市では、令和元年より「総合的な相談支援支援体制の充実事業」における「総合的な支援調整の場（つながる場）」をはじめとして、個別ケースを検討する体制について整備を進め、各支援機関等が連携協働しながら、複合的な課題・困難を抱えた方への支援を行ってきました。それらに加え、これからは支援を受けながら地域において役割を持ち、その人らしい生活を送ることができるよう、社会参加への支援を行う視点を持つ必要があります。そのために、上記にある③～⑤のように、個別ケースから見てきた地域課題について、区内で協議・検討する場が機能する体制づくりが重要です。既に各区に設置されている生活困窮者支援会議や地域ケア会議等の地域課題について話し合う場が機能しているかを確認し、より活発な協議・検討ができるような体制を考えていきましょう。

まとめ

この第2章では、様々なワークを通じて、包括的な支援体制の整備に向けた方向性、そして現時点での区における体制の整理と、今後の更なる充実に向けた課題を考えてきました。作成したネットワーク形成図は区計画等への掲載に向けて作りこんでいただき、また課題となった部分の方針を考え、計画にどのように反映させていくか、議論をすすめてください。

3 章 計画策定の留意点

〇区計画等の策定にあたり、留意いただきたい資料等は次のとおりです。

1 「各区の地域福祉計画策定にかかる指針」

(2022 (令和 4) 年 3 月 22 日付 区長会議 福祉・健康部会)

① 策定プロセスについて

地域福祉推進の主役は、住民や地域で活動する様々な主体である。

計画策定にあたっては、住民、地域団体や区社会福祉協議会等の意見を丁寧に聴き、計画に反映していくなど、地域と行政が一体となって地域福祉計画を策定することができるよう十分配慮いただきたい。

② 評価について

策定した計画については、その運用状況を評価し、改善すべきところは改善し取組の見直しや次期計画の策定につなげていく必要がある。

評価についても、各区の特性や実情に応じた視点で行うことが必要であるが、内部評価だけでなく、地域や外部団体の意見も受けるなど積極的な外部評価の実施もご留意いただきたい。

③ 地域福祉計画の期間について

現在の各区の計画期間はその実情に応じ様々である。

社会状況が目まぐるしく変わる現代において、時代のニーズに合わせた対応をしていく必要があり、国は地域福祉計画の期間は概ね 5 年とし、3 年で見直すことが適当との考えを示している。

区長がマネジメントを十分発揮し、地域福祉を推進していくためには、区長の任期（4 年）以上の期間とすることは、区長が当該区で計画策定に関わる機会が相当限定されることから、計画期間については 3 年が妥当と考えられる。

4 年以上の期間とする場合には、例えば中間年で必要な見直しや改定を行う旨を計画策定の際に予め定めておくほか、対応が必要な状況が生じた際は、計画を改定せずとも必要な取組を実施するなど、地域福祉の推進が滞りなく進められるよう対応されたい。

2 「『気にかける』地域づくりの推進」にかかる取組の今後の方向性について（抜粋）

(2022 (令和 4) 年 1 月 11 日付 区長会議 福祉・健康部会決議)

3 今後の方向性

- ・ 福祉的な視点からだけでなく、防犯など様々取組を通して「気にかける」人・地域の目を増やすことにつながっており、各区において実に多くの取組が実施されている。
- ・ 社会が変化し、地域の住民の関係等も変化していくなかで、「気にかける」取組は、改善を加えながら、継続して実施していく必要がある。

- ・ 各区においては、今回集約した各区の取組を共有し、参考とすることで、各区それぞれの実情や特性に応じた「気にかける」取組の推進を活用していただくとともに、取組の推進を通じて職員の感度の向上や地域との連携強化につなげていく。
- ・ さらに「気にかける」取組を途切れることなく計画的に推進していくため、各区の地域福祉計画にそれぞれの改定のタイミングにおいて「気にかける」のキーワードを明記するなど、「気にかける」ことの視点や「気にかける」ことにつながる具体的な取組事例を盛り込むこととする。
なお、各区の地域福祉計画はその案の作成にあたって有識者や地域関係者等様々な方々のご意見をいただきながら進められており、可能な時点から対応するものとする。
- ・ また、「気にかける」取組は、福祉分野で行われている取組に限らず、防犯や防災など様々な分野の取組を通して実践されているものであり、各区長におかれては、区横断的に「気にかける」取組が推進されるよう、ご留意いただきたい。

3 市町村地域福祉計画の策定ガイドライン（P30 に全文掲載）

（2021（令和3）年3月31日厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進についての改正について」）

○策定ガイドラインには、以下の内容等が記載されています。

- ・地域福祉計画に盛り込むべき事項
- ・計画策定の体制や手順
- ・意見聴取の対象
- ・計画の評価における視点

地域福祉計画に盛り込むべき事項 ※ガイドラインより抜粋

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項

イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項

ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方

エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制

オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方

キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方

ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方

- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

- ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備・福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携
- イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- エ 利用者の権利擁護
- オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ア 地域住民、ボランティア団体、N P O等の社会福祉活動への支援
- イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- ウ 地域福祉を推進する人材の養成

⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

- ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

⑥ その他

- 市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等

※本市においては、市基本計画と区計画等が一体で市地域福祉計画を形成しているため、上記項目の掲載については各区の実情に応じて検討してください。

第1章・第2章

- ◆藤井博志・高原伸幸・井岡仁志 編（2023）『チームでまちをデザインする』全国コミュニティライフサポートセンター
- ◆厚生労働省作成 重層的支援体制整備事業人材養成研修資料
「地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業について（全般）」
- ◆高島市地域福祉計画（第4次）
- ◆住吉区地域福祉ビジョン Ver.3.0 改訂版

第3章

- ◆「各区の地域福祉計画策定にかかる指針」
（2022(令和4)年3月22日付 区長会議 福祉・健康部会）
 - ◆「『気にかける』地域づくりの推進」にかかる取組の今後の方向性について
（2022(令和4)年1月11日付 区長会議 福祉・健康部会決議）
 - ◆厚生労働省作成 「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」
-
-

資料

關係法令等

1 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抄）

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の予防をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第 6 条の 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の 3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2 市町村地域福祉計画の策定ガイドライン（全文）

（2021（令和3）年3月31日厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進についての改正について」より抜粋）

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。

また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。

平成29年改正法により、地域福祉（支援）計画の策定が努力義務化され、必要的記載事項が追加されたとともに、令和2年改正法により法第106条の3第1項に規定する事業を実施している場合に限った記載事項としていた包括的な支援体制の整備に関する事項について、事業の実施の有無の関わらず記載すべき事項とする改正がなされている。これは、本通知の第二に規定する「市町村における包括的な支援体制の整備」を促進するものであることにも留意するとともに、これらの計画の定期的な調査、分析及び評価、必要に応じた見直しに努める必要がある。

1 市町村地域福祉計画

（1）市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に盛り込むべき事項としては、法上、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事

項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項の５つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主体的にこれら５つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

本事項は、平成29年改正社会福祉法により、地域福祉計画に盛り込むものとされた。地域の課題や資源の状況等に応じて、各福祉分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取組が期待される。以下に各福祉分野が共通して取り組むべき事項の例を示すが、地域の実情に応じて追加等することは可能であり、関係者と協議し、地域福祉計画に位置付けることとなる。

なお、支援の在り方等を検討するに当たっては、支援を要する者だけでなく、その者の属する世帯全体の状況にも着目する必要があることに留意する。

ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項

- ・地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組等

イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項

- ・地域の課題や資源の状況等に応じて、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策

ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方

- ・既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方（ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者等の活動の充実・支援、支援関係機関間の連携体制の整備等）

エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制

- ・生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者に対する相談支援体制の在り方や、生活困窮者自立支援制度を実施していない町村における生活困窮者自立支援方策（生活困窮者の早期把握と生活困窮者を受け止める一次窓口としての機能、町村としての独自施策との連携支援、就労訓練、就労の場の開拓や創出等、地域づくりに関する取組等）

オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

- ・利用者の支援や生活の質の向上に資するために、(ア)「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」（2016年（平成28年）3月）等を参考にしながら高齢、障

害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型のサービスを提供することや、(イ)地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、(ウ)農園において障害者や認知症の高齢者等が活躍したり、福祉サービスを組み合わせ、就労継続支援事業等を活用し多くの地域住民が利用するレストランを開く等、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等

- ・さらに、令和2年改正社会福祉法を契機として発出された、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について（通知）」（令和3年3月31日付子発0331第9号、社援発0331第15号、障発0331第11号、老発0331第4号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）において、地域の支援ニーズの多様化、地域資源の変動に柔軟に対応するため、福祉サービス事業所等に関して、定員基準、設備基準、報酬・委託費等との関係、施設整備等にかかる財産処分との関係等について整理を行っているため、これも十分参考とされたい。

カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方

- ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）（以下「住宅セーフティネット法」という。）を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項

キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方

- ・生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方

ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方

- ・自殺対策と各福祉分野（高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援等）に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、地域福祉として自殺対策と一体的に実施することが望ましい事項（自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に規定される市町村自殺対策計画との調和に配慮しながら、各福祉分野の施策を展開することにより、自殺対策の効果的・効率的な推進が期待できる）

ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

- ・認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方（成年後見制度の利用の促進に関する法

律（平成28 年法律第29 号）（以下「成年後見制度利用促進法」という。）に規定される市町村計画と一体的なものとすることも考えられる）

コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方

- ・ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方

サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方

- ・ 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28 年法律第104 号）（以下「再犯防止推進法」という。）を踏まえ、高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項

シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用

- ・ 課題を抱えた者だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点の整備（既存施設等の活用も含む）

ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理

- ・ 高齢者、障害者、子ども・子育て等の各種計画で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域、地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能となる圏域等についての関係の整理

セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進

- ・ 地域住民等が主体的に地域の課題を解決していく際には、その財源についても考える必要があるため、公的財源のみならず、共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用・推進、クラウドファンディングやS I B（ソーシャル・インパクト・ボンド）、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組や企業の社会貢献活動との協働等の取組

ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制

- ・ 事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めることを目的とした、地域づくりに資する複数の事業の一体的実施、具体的な財源の在り方や連携体制

タ 全庁的な体制整備

- ・ 地域生活課題を抱える者を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制の整備

② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備

- ・ 福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携

イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立

- ・ 社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備

ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保

エ 利用者の権利擁護

- ・ 成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備

オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現

- ・ 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
- ・ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進

④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援

- ・ 活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
- ・ 地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携

イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進

- ・ 地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上
- ・ 住民等の交流会、勉強会等の開催

ウ 地域福祉を推進する人材の養成

- ・ 福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮
- ・ 民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備

⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

平成29 年改正社会福祉法においては、市町村において法第106 条の3 第1 項各号に掲げる事業を実施する場合としていたが、令和2 年改正社会福祉法により、当該項目（法第107 条第1 項第5 号）については、同項柱書きに規定する市町村に対する努力義務に基づく包括的な支援体制整備を中長期的に進める観点から、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」と改正し、市町村地域福祉計画を策定するすべての市町村が当該事項を計画の中に盛り込むこととしている。

「第二 市町村における包括的な支援体制の整備について」を参考に記載する。

ア「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第106 条の3 第1 項第1 号関係）（1 の(1)の④と一体的に策定して差し支えない。）

(ア) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援

(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備

(ウ) 地域住民等に対する研修の実施

イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第106 条の3 第1 項第2 号関係）

(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備

(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知

(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握

(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第106 条の3 第1 項第3 号関係）

(ア) 支援関係機関によるチーム支援

(イ) 協働の中核を担う機能

(ウ) 支援に関する協議及び検討の場

(エ) 支援を必要とする者の早期把握

(オ) 地域住民等との連携

⑥ その他

○ 市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等

(2) 計画策定の体制と過程

① 市町村行政内部の計画策定体制

○ 地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」であり、重層的支援体制整備事業実施計画、老人福祉計画、介護保険事業計画、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64 号）（以

下「医療介護総合確保促進法」という。)に基づく市町村計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法（平成15 年法律第120 号）に基づく市町村行動計画、健康増進計画、その他の関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要がある。

そのため、市町村行政全体での取組が不可欠であり、関係部局が一堂に会した地域福祉計画の検討会を開催したり、部局を横断した職員による地域福祉計画策定のためのプロジェクトチームを立ち上げることも有効な手法の一つと考えられる。

また、地域福祉計画の内容を推進していくために、その内容を市町村の総合計画の中に盛り込んでいくことも一つの方策として考えられる。

- また、市町村が福祉事務所、保健所、保健センター等を設置している場合には、地域福祉計画の策定体制にこれらの組織や職員が積極的に参加することが基本である。とりわけ、社会福祉士や保健師等の地域活動の展開方法や技術に係る専門職が中核的な役割を担うことが望まれる。

- この他、地域福祉計画と他の計画の調和を図る方法としては、他の福祉に関する計画と検討や見直しの時期をそろえることや、市町村地域福祉計画と他の福祉に関する計画を一体的な計画として策定すること、他の福祉に関する計画の策定委員を地域福祉計画の策定委員にすること等も考えられる。

- なお、市町村が既に策定している他の計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。福祉に関する計画はもとより、関係する他の計画（例えば、成年後見制度利用促進法に規定される市町村計画、住宅セーフティネット法による供給促進計画、自殺対策基本法に規定される市町村自殺対策計画、再犯防止推進法に規定される地方再犯防止推進計画、災害対策基本法（昭和36 年法律第223 号）に規定される市町村地域防災計画等）の策定の際には、地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野については、地域福祉計画にも位置付けるなど地域福祉計画を積極的に活用していくことも考えられる。

② 地域福祉計画策定委員会

- 地域福祉の積極的な推進を担うのは住民等の自主的な努力であるが、その自主性の発揮を側面から様々に援助する役割が必要となる。

このためには、例えば、市町村が住民等に一斉に広報するようなことに加えて、「住民に身近な圏域」ごとに住民等間の地域福祉の推進に向けて中心的な役割を担う者（以下「地域福祉推進役」という。）を見いだし、住民等に対してこの地域福祉活動への参加を促すことが重要である。

- 地域福祉計画の策定に当たっては、市町村の地域福祉担当部局に地域福祉推進役としての地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員、市町村職員等が参加す

る、例えば「地域福祉計画策定委員会」のような策定組織を設置することが考えられる。

- 地域福祉計画策定委員会は、必要に応じて適宜、委員以外のその他の関連する専門家、地域生活課題に精通し地域福祉に関心の深い者、その他関係者等の意見を聞くことや、委員を公募するなど、住民等が計画策定に積極的に関わることができる機会を確保することが適当である。

その対象としては、例えば次のような者が考えられる。

- ・地域住民
- ・当事者団体
- ・自治会・町内会、地縁型組織等
- ・一般企業、商店街等
- ・民生委員・児童委員、福祉委員等
- ・ボランティア、ボランティア団体
- ・特定非営利活動法人（NPO）、住民参加型在宅サービス団体等
- ・農業協同組合、消費生活協同組合等
- ・社会福祉法人、地区（校区）社会福祉協議会等
- ・保健・医療・福祉等の専門職（専門機関）
- ・福祉関連民間事業者（シルバーサービス事業者等）
- ・その他の諸団体

- また、地域福祉計画策定委員会は原則として公開とし、進捗状況について適宜公表するほか、広く住民等が傍聴できる体制を採るなどの配慮が必要である。

- 各福祉分野が共通して取り組むべき事項が記載事項として追加されたこともあり、地域福祉計画に盛り込む分野や事項は多岐に渡る。

このため、地域福祉計画策定委員会には多様な関係者が参画し、委員数が増えることも想定されるが、一方で、委員会での議論の活性化や審議の充実に向けた配慮も求められる。そのため、例えば、必要に応じて委員会の下に分科会やワーキングチームを設け、比較的少人数で集中的に協議する等の工夫を図ることも一つの方策として考えられる。

③ 地域福祉計画策定方針の決定

- 地域福祉計画策定委員会は、都道府県が示す地域福祉計画の策定方針を勘案するなど都道府県と調整しつつ、住民等の主体的参加を実現するため、地域住民同士の交流会、関係団体も含めた懇談会、ヒアリング、アンケート調査等を実施し、地域福祉計画に住民等の地域福祉の在り方に関する意見を十分に反映させる旨の策定方針を定める必要がある。

④ 地域福祉計画の目標の設定

- 地域福祉の推進を具体化する上での個別施策については、地域生活課題に関する調査（いわゆる「ニーズ調査」）、必要とされるサービス量の調査、提供されているサービスの点検等により、地域生活課題を踏まえた支援（サービス）の必要性、緊急性を明らかにした上で、計画の達成状況を

住民等に明確に示すためにも具体的で計画の達成度の判断が容易に行える目標を示す必要がある。

このため可能な限り数値目標を示すことが望ましいが、地域福祉を推進する施策の中には、数値目標になじまないものもあるため、定性的な目標設定がなされることがある。しかし、その場合でも計画の目標は具体的であることを旨とすべきである。

なお、計画の目標設定を支援するため、都道府県においては先行する市町村の事例を積極的に紹介するよう努めることが望まれる。

⑤ 地域福祉計画策定の手順

- 地域生活課題をきめ細かに発見することは、地域社会においてのみなし得ることであり、これを解決する方途を見だし、実行することもまた地域社会でのみ可能である。そのためには、地域住民等の主体的参加が欠かせないものであることを、まず地域住民等に伝えることが重要である。
- 地域住民等の参加を得るためには、情報の提供が極めて重要であり、情報を確実に伝えるための工夫が必要となる。例えば、地域の実情や必要に応じて外国語や点字、インターネット等の多様な媒体による情報提供も考えられる。また、地域住民のうち、より多くの支援を必要とする者ほど、情報が円滑に伝わらないことが考えられるため、特にこうした者に対する情報伝達に気を配る必要がある。
- こうした活動によって、地域住民等や支援を必要とする者自身が地域生活課題に関する調査（いわゆる「ニーズ調査」）に参加したり、支援を要する者和其他の住民等との交流会に参加したり、さらには、市町村内の地区ごとの現状をデータとして把握すること等により、地域生活課題を自ら明らかにし、解決に向けて活動する気持ちを醸成することが何よりも重要である。その際、介護保険法による生活支援体制整備事業で実施されている協議体、その他まちづくりのための協議会等の既存の仕組みを活用していくことも考えられる。
- このような地域住民等による問題関心の共有化への動機付けを契機に、地域は自主的に動き始めることとなる。こうして地域住民等が、地域社会におけるより多くの地域生活課題にも視野を広げ、自ら主導的に活動し続けることが地域福祉の推進につながっていく。

⑥ 市区町村社会福祉協議会の役割

- 地域福祉を推進する様々な団体により構成された市区町村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられている。また、社会福祉協議会は、元来、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有することを踏まえ、地域福祉計画策定に当たっては市町村の計画策定に積極的に協力することが期待される。
- なお、社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉活動計画は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画と一体的に策定したり、その内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ることが求められる。

⑦ 社会福祉法人の役割

- 2016 年（平成28 年）の社会福祉法改正において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。これを踏まえ、社会福祉法人は特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、様々な地域生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に対応していくことが期待されている。
- 社会福祉法人は制度の狭間にある課題に着目するとともに、地域に対して法人が有する機能を可能な限り提供しながら、もしくは複数の法人による協働によって、各種研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣、住民等の交流会・懇談会の開催のためのコーディネートや場所の提供、実習やボランティアの受け入れ等を通して、地域における福祉サービスの拠点としての役割が期待されている。このため、社会福祉法人は地域福祉計画の策定に積極的に参加し、そのノウハウを活かすことが期待される。

⑧ 民生委員・児童委員の役割

- 民生委員・児童委員については、民生委員法（昭和23 年法律第198号）により「住民の立場に立って相談に応じ、援助を行う」こととされていることを踏まえ、地域住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本として地域福祉計画の策定に参加するとともに、地域住民の福祉の増進を図る地域福祉活動の担い手の一人となることが期待される。

⑨ 地区単位の計画策定、広域による取組

- 地域福祉を推進するに当たり、管内に住民の生活に即した地区を設定し、住民が主体的に地区ごとに計画を策定することができるよう支援することも求められる。
- 地域福祉計画の策定に当たっては、事業の効率的な実施の観点から、複数の市町村が広域的に事業を実施する場合も含めて考える必要がある。
具体的には、人口、面積等が小規模な市町村においては、複数の市町村が合同して地域福祉計画を策定することも考えられる。この場合において、個々の市町村が従来行ってきたきめ細かなサービスが引き続き実施されるよう配慮することが望ましい。

⑩ 計画期間、評価及び公表等

- 地域福祉計画の計画期間については、他の計画との調整が必要であることから概ね5 年とし3 年で見直すことが適当である。また、地域の実情に応じて計画期間が変更されることも考えられる。特に、他の福祉に関する計画との調和を図る観点からは、検討や見直しの時期をそろえることも有効と考えられる。
- 市町村は、計画の実施状況を毎年定期的に点検することとし、このためには、例えば「計画評価委員会」のような、計画の進行管理を含む評価体制を確保し、計画策定時点から評価の手法をあらかじめ明らかにしておく必要がある。

- 評価の際には、相談件数等の定量的な変化やうまく進んでいないことのみに着目するのではなく、支援を必要とする者や支援者等、地域住民や関係機関の意識や行動にどれほどの変化を与えたのか、地域にどれほどの変化を与えたのか、連携がどれほどまでに動くようになったのか等、直接的な成果として得られてきたものやその広がり（影響）にも着目し、そこを伸ばしていくという視点も重要である。

また、計画評価委員会は、地域福祉計画の策定・実施との継続性を確保するために地域福祉計画策定委員会と同一の委員とすることも考えられる。なお、計画評価委員会においては、苦情解決やオンブズパーソン等の外部評価情報をも積極的に評価の参考とすることが望まれる。

- 計画は、策定後速やかにその内容を公表し、都道府県に提出することとする。都道府県は、これを情報提供の素材とする。

⑪ その他

- これまで述べてきた地域福祉推進の基本的な考え方にかんがみれば、地域福祉計画はステレオタイプで形式的なものに留まるものではなく、加えて、外部のコンサルタント会社に策定を請け負わせるようなことは望ましくないと考えられる。

- 地域福祉計画の策定、実行等に当たって必要となる経費については、その調達を固定的に考えるのではなく、豊富なアイデア、多様な財源や資源を前提とすべきであり、財源難を理由に地域福祉計画の推進が消極的になったり、停滞することのないように配慮すべきである。

⑫ 平成29年改正法及び令和2年改正法を踏まえた計画の見直し

- 平成29年改正法及び令和2年改正法により追加される記載事項については、本来、それぞれの改正法施行日（2018年（平成30年）4月1日、2021年（令和3年）4月1日）より記載されるべきものであり、記載事項の追加に向けた検討について、直ちに着手すること。
- ただし、計画への記載事項の追加を直ちに行うことが難しい場合には、直近の計画見直し時に記載事項を追加することとして差し支えない。

区地域福祉計画（地域福祉ビジョン）策定ガイドブック
～地域共生社会の実現に向けて～
2025 年（令和 7）年 1 月

作成：福祉局 生活福祉部 地域福祉課
監修：関西学院大学 人間福祉学部 藤井博志 教授

【大阪市版】区セルフチェックシート

	(ア)チェック項目 (下欄は項目の説明)	(イ) ○×	(ウ) 気づき、感想	重要度	(エ) 現 状	(オ)今後の取組について 体制整備に活用できること 地域と一緒にしたいこと 他部署と連携したいこと
【基盤整備】						
1	地域福祉計画で包括的な支援体制の整備の検討についての記載がされていますか？ 策定期間中の場合は、見直しがされていますか？ (チェック事項の説明) 行政や関係機関と合意し、協働するための基になります。包括的支援体制は地域福祉計画に位置づけられています(社会福祉法107条第1項1号5号)。					
2	地域福祉計画、各分野の福祉計画に記載された施策は、地域の変化(少子高齢化、人口減少など)に応じてその対策が意識されていますか？ (チェック事項の説明) 取り巻く環境の変化(少子高齢化・人口減少・単身世帯の増加など)に対応した行政の機能の強化につながる体制整備という認識が必要です。					
【地域づくり】						
3	個別ニーズに応じた居場所を作ったり、まちづくり担当部署からNPO団体等の活動情報をもらうことを検討していますか？ (チェック事項の説明) 地域のニーズに応じて、多世代、多属性の地域住民を対象にした活動を展開することが求められています。					
4	生活困窮者自立支援を通じた地域づくり(居場所や中間的就労の場づくり等)は進んでいますか？ (チェック事項の説明) 生活困窮者が社会とのつながりを実感し、主体的な参加に向かうことができるように、支援を通じて居場所や就労訓練事業(いわゆる中間的就労)の場づくりが取り組まれていることも、地域づくりの重要な取組です。					
5	まちづくり担当部署と地域づくりについての連携について話し合ったことはありますか？ (チェック事項の説明) 福祉のまちづくりとして連携できる課題や場面を検討する必要がある、コミュニティ施策担当部署との連携が重要です。					

【庁内連携・多機関協働】

6	高齢・障害・児童・困窮の各分野の複合的な課題に対する対応はどうしていますか？					
	(チェック事項の説明) ひきこもり、ヤングケアラー、8050 世帯など、SOS を発信しない、自ら相談に行けない人や世帯、フェイドアウトした事例について、洗い出しとその分析を行い、この改善策を検討することが相談機能の強化につながります。					
7	生活困窮者自立支援事業等の庁内連携会議は機能していますか？					
	(チェック事項の説明) 庁内の各部署の機能をより活かし、ネットワークを深めたり資源開発を考えるために、事例検討、情報共有、計画のPDCA 作業などを含め、庁内の連携会議の現状と会議構成員の気づきを確認します。					
8	民間の相談支援機関、社会福祉施設連絡会等が行う、制度の狭間の事例や地域生活課題に対応する横断的な連携、交流の場はありますか？					
	(チェック事項の説明) 多様な社会資源、専門機関によるネットワークづくりと、それぞれの取組が地域で共有されていることは多機関協働そのものです。					
9	地域包括ケアシステムと包括的支援体制の連携を話し合いましたか？(介護保険部署と地域福祉部署)					
	(チェック事項の説明) 先行して取り組まれた地域包括ケアシステムの地域づくり、専門職連携、住民の通いの場づくりを包括支援体制の視点から強化するストレングスの視点です。					
10	以上の点について(特に地域づくりについて)、行政と社協の間で、地域福祉推進に向けた実効性ある協議・検討がされていますか？					
	(チェック事項の説明) 行政と社協は、地域福祉活動の支援にかかる連携協定を締結しており、その協議を実効性のあるものにしていくことが大切です。					

【チームで協議しての所感、気づきを記入してください。】

アセスメント項目	現状	今後の取り組みについて
① 地域の住民が同じ目的に向けて協力する力に関するアセスメント		
1. 地域の特性や課題を見える化して、みんなで共有するために地域の状況を把握しましょう。また、可能であれば、保健師・地域包括支援センター・区社協・市民協働課等が持っている地域の情報を持ち寄り、それぞれの把握状況を整理してみましょう。		
2. ニーズ把握やアセスメントは専門職や行政だけではなく住民と一緒にこない、地域の強みや弱みを明らかにして、住民が問題解決に参加し協働できる関係を築きましょう。社協が実施している活動を聞くことも一つの方法です。		
3. 地縁を基盤とした伝統的な組織・活動だけでなく、ボランティアなテーマ型組織やマイノリティな当事者組織（NPOや任意団体）の有無や活動状況なども幅広く把握しましょう。		
4. 多様な立場の住民が幅広く参加する場（地域活動協議会をはじめとする地域組織、区・地域ごとの会議体等）に積極的に参加し、対話を通じて住民や当事者の思いを知り、顔の見える関係を築きましょう。		
5. 区社協の地域福祉活動の推進・支援状況や地域の小地域福祉活動等の推進状況や課題を把握し、区社協や地域とともに地域づくりの取組を推進していきましょう。		
② 地域支援ワーカーとの連携に関するアセスメント		
6. 地域支援ワーカー（区社協の地域支援担当、生活支援コーディネーター）と個別支援ワーカー（見守りCSW・地域包括支援センター等相談支援機関職員、区役所の保健福祉担当職員や生活保護CW、保健師等）による、定期的な情報共有や地域支援の方向性を話し合う場があるか点検しましょう。		
7. 行政、社協、社会福祉法人、NPOなど、地域づくりに関わる多様な専門人材が把握している地域生活課題（「地域で暮らす上での困りごと」や「地域での日常生活での問題」など）を共有し、共通課題を見い出していきましょう。		
③ 地域福祉の推進基盤・参加のアセスメント		
8. 住民主体の活動の意義を理解し、地域の福祉力をアセスメント（地域の福祉がどれだけ住民のニーズに応えているかを把握）して、住民が必要な組織づくりが選択できるように支援しましょう。		
9. 個人や地域の課題に対して、住民同士が日常的に話し合う民主的な協議の場（地域活動協議会をはじめとする地域組織、区・地域ごとの会議体等）があるか点検しましょう。		
10. 地域の側から多様で複合化する地域生活課題（「地域で暮らす上での困りごと」や「地域での日常生活での問題」など）を発見し、主体的に解決に向けた行動を起こすための協議力（みんなで相談して物事を決める力）の形成を支援しましょう。		
11. モデル事業をつくることに固執せず、地域で既にできている活動や優れた活動を評価し、それがなぜ生まれたのかを検証し、体系的に明らかにして普遍化するための条件整備（広く活用できるように必要な環境を整える）を行う視点を持ちましょう。		
12. 住民の身近な範囲に誰でも参加できる集いの場があるかを点検し、認知症の方、ひきこもり状態にある方、精神障がいの方等の孤立しがちな人が参加できるか、またこれらの人が主体的に活躍できる共生型のサロン・場へと発展していけるように支援しましょう。		

④ 住民と専門職、まちづくり分野との協働基盤に関するアセスメント		
13. 住民主体の協議の場や活動に専門職や行政が出向いて協働できる体制がつくれているか点検しましょう。		
14. 地縁組織とテーマ型の市民活動団体・NPOの情報共有や意見交換の場があるか、また、それらの協働を促す中間支援組織（地域や社会の中で、さまざまな団体や組織をつなぐ役割を持つ団体 例：区社協、まちづくりセンター、大阪NPOセンター）の活動状況を点検しましょう。		
15. 地域福祉計画（ビジョン）策定時の市民参加の懇談会やワークショップ等の意見を、「住民主体の地域福祉を推進し、協働を高める機会」と捉えて取り組みましょう。		
⑤ 地域と協働するための庁内連携体制のアセスメント		
16. 住民等による社会福祉の自発的な開発性・創造性・柔軟性・先駆性のある取組に価値を置き、地域福祉計画（ビジョン）への位置づけや、予算措置等の条件整備が、行政の重要な役割であるという認識を持ちましょう。		
17. 区役所内の地域福祉担当、地域保健担当のみならず、社会教育、地方創生・まちづくり等のまちづくり部署と一緒に地域に出向き、福祉のまちづくりを住民と共に取り組むという視点で、各事業の連携を調整していきましょう。		
18. 地域と協働して包括的な支援体制を整備することの意義を区役所内全体の合意とするために、地域福祉推進会議等での情報連携や、課長級・係長級・一般職員といった階層別の勉強会を開催したりしましょう。		

アセスメントの点検ポイント		
1. 住民の身近な圏域で、住民による問題の早期発見と住民主体の課題解決力が高まっていますか。		
2. 住民や専門機関等によるあらゆる相談の受け止めと早期対応が可能となる窓口やネットワークはありますか。		
3. 地域課題化から資源開発できる官民の創造的・創発的なネットワークはありますか。		
4. 分野別相談支援機関のチームアプローチと住民と専門職の協働による地域生活支援につながる機会や場が地域にありますか。		

